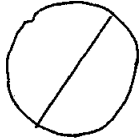


平成30年 6 月 5 日

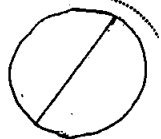
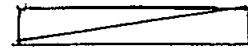
京 都 府 知 事

西 脇 隆 俊 様



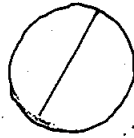
組合の住所及び名称 京都市下京区材木町499-2
第一キョートビル8階
京都中央生コンクリート協同組合

組合を代表する理事の氏名



中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第 35 条の 2 の規定により中小企業等協同組合の役員の変更
を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届出します。



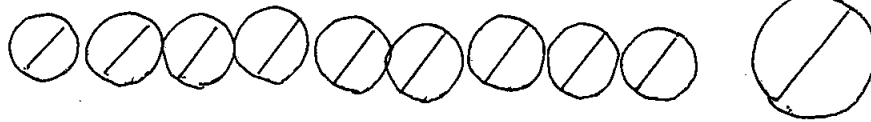
1, 変更した事項を記載した書面

新 役 員			旧 役 員		
役 名	氏 名	住 所	役 名	氏 名	住 所
代表理事 (理事長)			代表理事 (理事長)		
専務理事			専務理事		
理 事			理 事		
同			同		
同			同		
同			同		
同			同		
監 事			監 事		

2, 変更の年月日及び変更理由

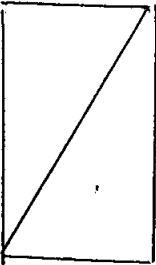
変更年月日 平成30年5月29日

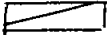
変更理由 任期満了による役員選挙を行ったため。



京都中央生コンクリート協同組合

理事会議事録

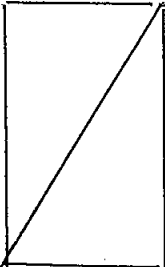
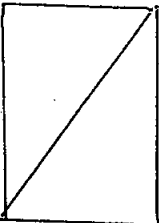
- 1 理事会招集 平成 30 年 5 月 29 日
- 2 開催日時 平成 30 年 5 月 29 日 (火) 午後 12 時 15 分
- 3 開催場所 主たる事務所 会議室
- 4 理事総数 8 人
- 5 出席理事数 8 人 (内訳 本人出席 8 人、書面出席 0 人)
- 6 出席理事名
理事長 
理事 
理事
理事
理事
- 7 議事録作成者 理事長

定刻に至り、定款の規定により、理事長  氏は議長となり議事に入る。

議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第 1 号議案 理事等の役付けの件

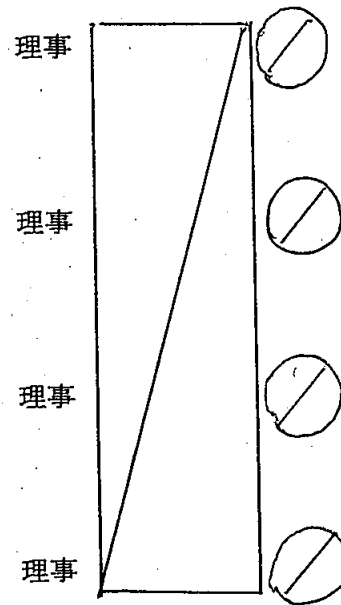
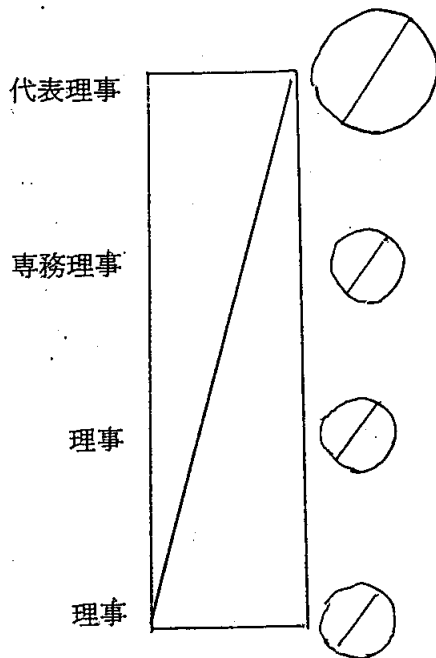
議長より同日開催された通常総会において理事の選任がされた旨が報告され、新たな理事等の役付けについて、以下の提案がなされ、全員一致で可決承認された。

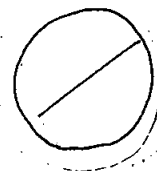
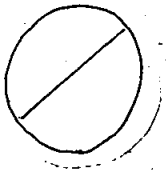
代表理事		理事	
専務理事		理事	
理事		理事	
理事		理事	
監事			

議長は以上をもって審議を終了した旨を告げ、午後 12 時 30 分に閉会を宣す。

本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長並びに出席理事は次に押印する。

平成 30 年 5 月 29 日

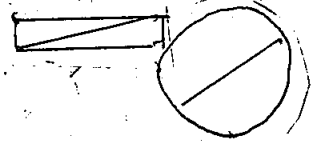




平成29年 6月 7日

京都府知事 山田 啓二 様

京都市下京区材木町499-2.
第一キョートビル8階
京都中央生コンクリート協同組合
代表理事



中小企業等協同組合定款変更認可申請書

中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので、別紙の変更理由書その他の必要書類を添えて申請します。

定款の変更理由書

当組合は、昨年（平成28年）3月に設立以来、組合員の経営補完を行うため、活発に共同事業を展開しており、主として共同販売事業を基軸として協同組合運営を行ってきました。

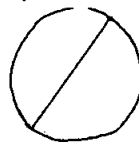
しかし、生コンクリート製造を事業として行う組合員は、その製品の品質について顧客が要求する性能を保有しているかを確かめるため、各工程や販売前等に品質検査を行う必要があります。

現在では、製造した生コンクリートの品質確認検査等については組合員である個々の企業が独自に試験や外部委託検査を実施しているのが現状であり、また、検査期間も半年程度の期間を要します。

そのため、組合が共同検査事業を行うことで、生コンクリート製造から検査、販売の工程を集約できるようになり、組合員のコスト削減にも繋がります。さらには、組合員の製造した製品の品質の向上、規格の統一、業界の信用発揚を図りつつ、今後の共同販売事業を活発に展開するためにも、「共同検査」を新規事業と位置づけ、定款の変更を行うものであります。

定款の変更をしようとする箇所を記載した書面

新 条 文	旧 条 文
(事 業) ✓ 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。✓ (1) ✓ 組合員の取り扱う生コンクリートの共同販売 ✓ (2) ✓ 組合員の取り扱う生コンクリートの共同検査 ✓ (3) ✓ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 ✓ (4) ✓ 組合員の福利厚生に関する事業 ✓ (5) ✓ 前各号の事業に附帯する事業 ✓ 2 前項第4号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は、10万円を超えてはならないものとする。 ✓	(事 業) ✓ 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 組合員の取り扱う生コンクリートの共同販売 ✓ (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 ✓ (3) 組合員の福利厚生に関する事業 ✓ (4) 前各号の事業に附帯する事業 ✓ 2 前項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は、10万円を超えてはならないものとする。



京都中央生コンクリート協同組合通常総会議事録

総会召集年月日 平成29年5月8日
開催日時 平成29年5月22日 午前11時00分
開催の場所 リーガロイヤルホテル京都 10階
組合員数 7人
出席者数 7人 内訳 本人出席7人 委任状出席0人 書面出席0人
出席理事の氏名 ☐ (議長兼議事録作成者)、☐、☐、☐、☐、☐、☐

議事の経過の要領及び議案別議決の結果

定刻に至り ☐ は、司会者となり組合員総数及び出席者数を報告、定足数を満たしたおり本総会の成立を宣す。

まず開会にあたり、議長選任について議場に諮ったところ、司会者一任ときまり、司会者から理事長 ☐ を議長に選任することについて提案、全員異議なく賛成した。
よって、議長は挨拶を行い議事に入る。

第1号議案 平成28年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

議長は、☐ より、中小企業等共同組合第40条第8項に基づき事業報告書、決算関係書類及び監事の意見書を提出並びに説明させ、議場にその承認を求めたところ全員異議なく賛成、可決決定された。

第2号議案 平成29年度事業計画、収支予算並びに賦課金の額及び賦課金徴収方法決定の件

議長は ☐ より事業計画案・収支予算案並びに賦課金の額及び徴収方法案の説明をさせ、議場に諮ったところ全員異議なく賛成、次のとおり可決決定された。

賦課金の額 教育情報賦課金 月額 金10,000円

賦課徴収方法 その当月末日までに組合事務所に納入する。

第3号議案 平成29年度における役員報酬額決定の件

議長は、☐ より、平成29年度における役員報酬額案の説明をさせ、これを諮ったところ全員異議なく賛成、次のとおり可決決定された。

役員報酬額 金16,500,000円 理事及び顧問 月額 ☐ 監事 ☐

第4号議案 平成29年度における組合借入金残高最高限度決定の件

議長は、☐ より、最高限度を1億円とする旨を説明させ、これを諮ったところ全員異議なく賛成、次のとおり可決決定された。

第5号議案 定款一部変更の件

議長は、☐ より、定款の一部を変更したい旨を説明させ、これを諮ったところ全員意義無く賛

成、次の通り可決決定された。

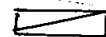
新 条 文	旧 条 文
(事 業) 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 組合員の取り扱う生コンクリートの共同販売 (2) 組合員の取り扱う生コンクリートの共同検査 (3) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (4) 組合員の福利厚生に関する事業 (5) 前各号の事業に附帯する事業 2 前項第4号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は、10万円を超えてはならないものとする。	(事 業) 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 組合員の取り扱う生コンクリートの共同販売 (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (3) 組合員の福利厚生に関する事業 (4) 前各号の事業に附帯する事業 2 前項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は、10万円を超えてはならないものとする。

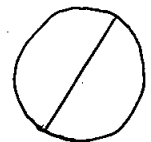
議長は、本総会の審議を終了した旨を告げ午前11時30分に閉会を宣す。

本総会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため、本議事録を作成し、議長兼議事録作成者は、次に記名押印する。

平成29年5月22日

議長兼議事録作成者 理事長





(第3事業年度)事業計画書

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

京都中央生コンクリート協同組合

1 事業計画

(1) 共同販売に関する事業

組合が、組合員が製造する生コンクリートを、当組合が承認した登録商社に対し販売することにより実施する。

品名	購買量	単価	金額	販売手数料	備考
生コンクリート	1 m ³	1 円	4,620,000,000 円	118,800,000 円	1 円/m ³
計	1 m ³	1 円	4,620,000,000 円	118,800,000 円	

(2) 共同検査に関する事業

組合員が製造した生コンクリート製品の品質について顧客が要求する性能を保有しているか確かめるため、共通して行う試験や検査を組合が取りまとめて実施する。

事業項目	回数	検査手数料	内容
製品の品質検査	4 回	2,520,000 円	組合員が製造した製品の品質検査を行う。

(3) 教育及び情報の提供に関する事業

組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上並びに組合事業に関する知識の普及を図るため、次の研究会(講習会又は懇談会)の実施及び情報を提供することにより実施する。

事業項目	回数	内容
講習会・研修会	3 回	全国統一品質管理監査制度における研修会の開催等。

(4) 福利厚生に関する事業

組合員及びその家族・従業員の融和を図ることを目的とし、下記の事業を実施する。

事業項目	回数	内容
レクリエーション	2 回	組合員間の交流を図るため、親睦旅行等を行う。
見舞金の支給	随 時	慶弔規定に基づき組合員に見舞金を支給する。

(第3事業年度)収支予算書(見積損益計算書)

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

京都中央生コンクリート協同組合

収 入 の 部		
I 事業収入	円	
共同販売事業収入	4,620,000,000	
共同販売手数料	118,800,000	
共同検査手数料	2,520,000	90,000円×7社×4回/年
事業収入計	4,741,320,000	
II 賦課金収入		
教育情報賦・課金	840,000	月額10,000円×7人×12ヶ月
賦課金等収入計	840,000	
III 事業外収入		
事業外収入	10,000	利息等
事業外収入計	10,000	
収入総合計	4,742,170,000	

支 出 の 部		
I 事業費	円	
共同販売事業費	4,620,000,000	
販売管理費	52,800,000	販売管理費
広告宣伝費	600,000	新聞広告費、パンフレット制作費等
共同検査事業費	3,570,000	検査機器・備品購入費、維持管理費、検査委託費等
教育情報事業費	600,000	講習会・研究会・情報交換会の開催
福利厚生事業費	500,000	見舞金・レクリエーション交流事業費等
事業費計	4,678,070,000	
II 事業間接費及び一般管理費		
役員報酬	16,500,000	1事業年度
業務委託費	6,840,000	事務委託、家賃負担金
地代家賃	240,000	月極駐車場代
貸借料	817,200	
減価償却費	300,000	工具器具その他備品の減価償却費概算
旅費交通費	1,200,000	駐車場代、従業員通勤費
通信費	480,000	電話、FAX
水道光熱費	340,900	
会議費	240,000	理事会、その他各部会、会場・飲み物代
消耗品費	240,000	事務処理関連品
印刷費	360,000	印刷費用
器具備品費	234,000	器具備品費 パソコン・事務用品・消耗品
関係団体負担金	100,000	京都府中央会に対する会費
保険料	4,400,000	瑕疵担保保険、倒産防止共済
新聞図書費	100,000	新聞代・図書代等
顧問料	2,300,000	税理士、行政書士等
交際費	2,000,000	
雑費	900,000	
租税公課	200,000	
事業間接費及び一般管理費計	37,792,100	
III 事業外費用		
手形割引料	1,188,000	販売手数料売上の1%相当
事業外費用計	1,188,000	
IV 予備費	25,119,900	
支出総合計	4,742,170,000	
差引残高	0	